

7/15 朝日

大飯原発差し止め取り消し

高裁支部判決 危険性を否定

関西電力大飯原発3、4号機（福井県おおい町）の運転差し止めを福井県の住民らが求めた訴訟の控訴審判決が4日、名古屋高裁金沢支部であった。内藤正之裁判長は「危険性は社会通念上無視しうる程度」と述べ、住民の人格権を侵害する具体的な危険性はない

と判断。運転差し止めを命じた一審・福井地裁判決を取り消し、住民側の請求を棄却した。▼30面=住民側【訴えん判決】

に適合するとした規制委の結論に不合理な点があるかどうかが指標となるとして、「新規制基準への適合ではなく、東京電力福島第一原発事故のような事態を招く具体的な危険性が万が一でも異なる判断を示した。」とされたなどと指摘。3、4号機が基準



控訴審判決を受け、「不当判決」などと掲げる原告住民と弁護士=4日午後、金沢市、加藤謙撮影

島崎邦彦・元規制委委員長
代理が住民側証人として出廷し、想定される最大の揺れ「基準地震動」が現在の計算方法では過小評価になるおそれを指摘した。しかし、控訴審判決は「(現在の計算方法でも) 対象となる活断層の面積を安全に余裕を持って大きく設定しており、過小とはいえない」と述べた。このほか津波や火山などの対策についても、新規制基準に適合するとした規制委の判断に不合理な点はないとの結論づけた。

書の現状などに照らし、原発を廃止・禁止することは議論され、政治的な判断に委ねられるべきだ」と述べた。(大賀聰子、浅沼慶)

控訴審判決はまず、差し止めの判断基準を検討。原子力規制委員会が安全性審査に用いた基準(新規制基準)や、3、4号機が基準

その上で、福島事故後に